

# 栃木県市町村保健師業務研究会規約

## (名 称)

第 1 条 本会は、栃木県市町村保健師業務研究会(法律改正により名称変更。以下本会)という。

## (事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、栃木県国民健康保険団体連合会内におく。

## (目 的)

第 3 条 本会は、市町村保健師の資質向上を図るとともに、地域住民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第 4 条 本会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 保健師業務研修・その他技術の向上に関すること。
- (2) 保健師業務の調査・研究に関すること。
- (3) 保健師業務の連絡及び連携に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要とする事項。

## (組 織)

第 5 条 本会は、栃木県市町村に勤務する保健師と、この会の目的に賛同する団体をもって組織する。

## (経 費)

第 6 条 本会の運営に必要な経費は、補助金、負担金及び他の収入をもってあてる。

## (役 員)

第 7 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副会長 2 名
  - (3) 幹 事 11 名
  - (4) 監 事 2 名
- 2 幹事は、会員から選出するものとし、選出区分は、旧10地区健康福祉センター管内及び宇都宮市から1名とする。
- 3 会長・副会長・監事は、幹事が推薦し総会の承認を得る。但し、管内に会長・副会長が選出された場合は別に幹事を選出する。
- 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

## (役員の仕事)

第 8 条 会長は本会を代表し、会務を総轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその会務を代行する。
- 3 幹事は会務を遂行する。
- 4 監事は会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会(通常総会・臨時総会)
  - (2) 役員会
- 2 総会は年1回開催するものとし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
  - 3 総会は、会員の3分の2以上をもって成立する。
  - 4 役員会は、必要に応じ随時開催する。
  - 5 会議は、会長がこれを招集し議長となる。
  - 6 会議の議案は、役員の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは議長が決する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び予算決算に関すること。
- (2) 規約の改正に関すること。
- (3) その他必要とする事項。

(役員会)

第12条 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会の運営に関すること。
- (2) 総会の運営に関すること。
- (3) その他必要とする事項。

(雑則)

第13条 会費は、予算その他の変化について、必要と認められた場合は、役員承認を得て執行することができる。

但し、定期総会において承認を得るものとする。

附 則

この規約は、昭和59年6月9日から施行する。

この規約は、昭和60年6月7日から施行する。

この規約は、平成2年5月11日から施行する。

この規約は、平成9年5月23日から施行する。

この規約は、平成12年5月19日から施行する。

この規約は、平成14年5月21日から施行する。

この規約は、平成18年5月16日から施行する。